



松江少年鑑別所

沿革

昭和24年 松江市内中原町「松江学院」内に少年観護所、少年鑑別所として発足
昭和26年 現在地に新営移転
昭和27年 管制改正で「松江少年鑑別所」と改称
平成元年 新庁舎完成

概要

所在地：島根県松江市内中原町195
収容定員：20名
収容対象：家庭裁判所により観護の措置が執られた20歳未満の少年
業務内容：少年法により入所してきた少年の見守りと鑑別、非行防止に関する地域援助

特徴

- ・島根法務少年支援センターとして、地域の方々からのご依頼に応じ、非行に関する問題等について一緒に考えていきます。
- ・学校からの依頼により現地に赴いて薬物乱用防止教室や講演等を行っています。
- ・問題行動のある少年に対して、本人への援助のほか、本人との対応について、学校や地域機関等へのアドバイスをしています。



地域のためにできること

○一般の方からの相談

非行・犯罪行為、交友・親子関係、職場や学校でのトラブル等のお悩みを対象に解決の道筋を一緒に探っていきます。必要に応じて心理検査を行うことができます。

○事例検討会等の参加

児童福祉機関・教育機関をはじめとした関係機関の主催する事例検討会に参加し、問題行動に対する見立てと対応方法についての助言等の援助を行います。

○講演・研修会等への講師派遣

非行や子育ての問題、思春期の子供への指導方法等について説明を行います。また、学校の児童や生徒を対象とし、非行少年に関する司法手続や処分の種類・内容等に関する法教育の出前授業を行っています。

最近のトピック

★ 令和6年度は、市内の中学校や高等学校でいじめをテーマとした内容や「性暴力の加害者、被害者にならないために」というタイトルの授業等を依頼していただいております。

また、大学で少年鑑別所や少年院について話す講義もさせていただきました。

気になるテーマ、課題に応じて授業や講義を承りますので、遠慮なくご相談ください。

お問い合わせ

◆島根法務少年支援センター
0852-23-3944
お電話・来所相談対応時間
(※平日に限る)
9:00~12:15、13:00~17:00

